



福岡医発第3005号(地)
平成31年2月9日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

ALK 融合遺伝子陽性の切除不能な進行・再発の非小細胞肺癌を適応とする
アレクチニブ製剤の使用に当たっての留意事項について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長より日本医師会
を通して別添のとおり連絡がありました。

アレクチニブ製剤(販売名:アレセンサカプセル 150mg、以下「本剤」という。)
については、致死的な間質性肺疾患等、重篤な副作用が発生するリスクがある
こと等から、「アレクチニブ製剤の使用に当たっての留意事項について」(平成
26年7月18日付け福岡医発第1143号(地)。以下「旧通知」という。)をもっ
て貴会宛にお送りしたところです。

今般、本剤の使用成績調査に関する最終解析結果並びに製造販売業者の考察
及び対応に関する報告書の評価を踏まえ、本剤の承認条件が見直されました。
これに伴い、本剤の使用に当たっての留意事項が改められました。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご了解いただきますとと
もに、貴会会員へ周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

医療安全管理担当理事 吉武靖博
会長 島田昇二郎

平成 30 年 12 月 27 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

長 島 公 之

ALK 融合遺伝子陽性の切除不能な進行・再発の非小細胞肺癌を適応とする
アレクチニブ製剤の使用に当たっての留意事項について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長より各都道府県等衛生主管部(局)長宛に標記の通知が発出されるとともに、本会に対してもその周知方依頼がありました。

アレクチニブ製剤(販売名:アレセンサカプセル 150mg、以下「本剤」という。)については、致死的な間質性肺疾患等、重篤な副作用が発生するリスクがあること等から、「アレクチニブ製剤の使用に当たっての留意事項について」(平成 26 年 7 月 17 日付け日医発第 421 号(地 I 113)。以下「旧通知」という。)をもって貴会宛にお送りしたところです。

今般、本剤の使用成績調査に関する最終解析結果並びに製造販売業者の考察及び対応に関する報告書の評価を踏まえ、本剤の承認条件が見直されました。これに伴い、本剤の使用に当たっての留意事項が改められました。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご了解いただきますとともに、貴会管下関係医療機関等への周知方につきご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、旧通知は廃止されます。

薬生薬審発 1217 第 2 号
平成 30 年 12 月 17 日

公益社団法人 日本医師会 担当理事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長



ALK 融合遺伝子陽性の切除不能な進行・再発の非小細胞肺癌を適応とする
アレクチニブ製剤の使用に当たっての留意事項について

標記について、別添写しのとおり、各都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主管部(局)
長宛て通知しましたので、御了知いただくとともに、貴会会員への周知につき御配慮よろし
くお願いします。



薬生薬審発 1217 第 1 号
平成 30 年 12 月 17 日

各

都 道 府 県
保 健 所 設 置 市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
(公 印 省 略)

ALK融合遺伝子陽性の切除不能な進行・再発の非小細胞肺癌を適応とする
アレクチニブ製剤の使用に当たっての留意事項について

アレクチニブ製剤（販売名：アレセンサカプセル 150mg、以下「本剤」という。）については、致死的な間質性肺疾患等、重篤な副作用が発生するリスクがあること等から、「アレクチニブ製剤の使用に当たっての留意事項について」（平成 26 年 7 月 4 日付け薬食審査発 0704 第 5 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知。以下「旧通知」という。）により、その使用上の留意点について周知を図ってきました。今般、本剤の使用成績調査に関する最終解析結果並びに製造販売業者の考察及び対応に関する報告書の評価を踏まえ、本剤の承認条件を見直しました。これに伴い、本剤の使用に当たっての留意事項を下記のとおり改めますので、貴管下の医療機関及び薬局に対して周知をお願いします。

なお、旧通知は廃止します。

記

本剤の適正使用の観点から、添付文書に記載されている警告、使用上の注意等について引き続き留意すること。また、製造販売業者が医薬品リスク管理計画に従い実施する安全確保措置（※）について、引き続き御理解願いたいこと。

（※）安全確保措置

製造販売業者が、医師、薬剤師、看護師等の医療従事者及び本剤の調剤を予定している調剤薬局に対して行う措置であり、具体的には本剤の特性及び安全性情報の説明並びに医療従事者向け資材及び患者向け資材の提供がある。

以上